

【資料紹介】

## 江戸檜物町草分名主星野家文書について

高山慶子\*

### 目次

- 凡例
- 一 万さい工之覚帳
  - 二 (名主役替手形控)
  - 三 (神田上水樋枡新規入替絵図)
  - 四 役儀御免願並家督願右一件二付書留
  - 五 永代売渡証文之事
- 解説

キーワード 江戸 草分名主(草創名主) 檜物町

星野又右衛門 大工棟梁 国役 職人

### 凡例

一、ここに翻刻する資料は、江戸東京博物館が所蔵する草分名主(草創名主)の星野又右衛門ほしのまたえもんに関する資料(江戸檜物町草分名主ひものちよう星野家文書)である。

一、本稿で紹介する資料は、以下の五点である(資料名と資料番号)。

- 一 万さい工之覚帳 90204554
- 二 (名主役替手形控) 90204555
- 三 (神田上水樋枡新規入替絵図) 90204556
- 四 役儀御免願並家督願右一件二付書留 90204557
- 五 永代売渡証文之事 90204559

一、上記のほか、「江戸檜物町草分名主星野家文書」として登録された資料に、「町方申談規定(冠婚葬祭など仕法につき)」(90204558、縦帳、明治二年(一八六九)九月)があるが、この資料には星野又右衛門あるいは檜物町に直接関係する内容は確認できない。本資料は収集当時には星野家文書として一括されていたが、上記の一〜五の資料とは性格が異なると考えられることから、本稿には収録していない。

一、翻刻にあたり、文中に適宜、読点(、)および並列点(・)を加えた。

\*当館講師

一、変体仮名や合字は原則として通常の平仮名に改めたが、「而」「得」「江」「之」は原文表記のままとした。漢字は原則として現行の当用漢字・常用漢字を用いた。

一、踊り字については、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」を用いた。

一、抹消字については、見せ消ち「々」を付した。

一、欠損や蝕損などにより判読不能の文字は、□□(字数分)、「」(字数不明)で示した。

一、印鑑は、実際に押印してあるものは「㊦」(丸印)・「㊧」(角印)、文字で「印」と書いてあるものはそのまま「印」とし、文字で「㊦」と書かれたものは「㊦」とした。

一、なお「町方申談規定」を含む星野家文書は、江戸東京博物館図書室でマイクロフィルムによる閲覧公開を行っているので、合わせて参照されたい(請求番号FH0111)。

一 万さい工之覚帳

(表紙)

延宝五年  
万さい工之覚帳  
巳ノ正月吉日

しらかき 壺人てまい二付

一、斗升 四丁ツ、

しらかき 壺人てまい二付

一、七升 五丁

しらかき 同

一、五升 六丁

同 同

一、壹升 式拾丁

同 同

一、五合 式拾丁

同 同

一、式合半 式拾五丁

同 同

一、壹合 式十五丁

同 三拾丁

つるかけ覚

一、八丁 斗ノくきうち

あらうち共ニ

一、九丁 七升くきうち

あらうち共ニ

一、拾丁 五升くきうち

あらうち共ニ

一、四拾丁 壺升之

ためくきうち共ニ

一、四拾丁 五合之

ためくきうち共ニ

一、五拾丁 式合半ノ

ためくきうち共ニ

一、五拾丁 壺合之

ためくきうち共ニ

したしハ

一、斗升 壺丁ニ付

しらき六分

一、七升 壺丁ニ付

しらき五分

一、五升 壺丁ニ付

しらき四分

一、壺升之しらき

壺分ニ付百廿丁ツ、

一、五合之しらき

壺分ニ付百四拾丁

一、式合半之しらき

拾丁ニ付壺匁ツ、

一、壺合之しらき

拾丁ニ付壺匁ツ、

くき内あらうち之

したしは

一、斗升 くきうち

あらうち共ニ

壺丁ニ付三分

一、七升 くきうち

あらうち

壺丁ニ付二分五りん

一、五升 くきうち

あらうち

壺丁ニ付二分

一、壺升 ためくき内共ニ

壺分ニ付三百丁

一、五合 ためくき内共ニ

百丁ニ付三匁五分

一、式合半 ためくき内

百丁ニ付二匁五分

一、壹合 ためくきうち

百丁ニ付二匁四分

一、斗升 あら壺人

てまいニ付五丁ツ、

一、七升ノあら壺人

てまいニ付六丁ツ、

一、五升 あら壺人

てまいニ付七丁ツ、

但シ

あつらひてハ壹分ニ

六十丁ツ、但シ拾丁ニ付

くき三分五りんツ、

七升五升ハ壹分ニ付

七拾、くき三分五厘

一、斗升之くき内

壺人てまいニ付廿五丁

一、斗升之あらうち

壺人てまいニ付十二丁ツ、

一、七升くきうち 壺人

てまいニ付三十丁ツ、

一、七升あらうち 壺人

ニ付拾五丁ツ、

一、五升くきうち

壺人てまいニ付三十丁

一、五升あらうち

壺人てまいニ付拾五丁

したしハ

一、斗升之くきうち

壺丁ニ付壹分ツ、

一、同斗升あら内

壺丁ニ付貳分ツ、

一、七升之くきうち

壺丁ニ付七厘ツ、

一、同七升あら内

壺丁ニ付壹分三りん

一、五升くきうち

壺丁ニ付七厘ツ、

一、同五升壺丁ニ付

壺丁ニ付壹分三りん

枡そこほり之覚

一、斗升ノほり

拾丁ニ付壺匁五分

一、七升之ほり

拾丁ニ付壺匁

一、五升ノほり

拾丁ニ付壺匁

一、壺升之ほり

百丁ニ付式匁

ふたいた之覚

出雲様

長サ 壺尺七寸

は、 壺尺五寸

若狭様

長サ 式尺

は、 壺尺二寸五分

枳ねたん之覚

一、斗升壺丁ニ付

拾壺匁

一、七升壺丁ニ付

九匁

一、五升壺丁ニ付

七匁

一、壺升壺丁ニ付

壺匁

九分

一、五合壺丁ニ付

五分五リン

一、式合半壺丁ニ付

四分五リン

五分ツ、

一、壺合壺丁ニ付

三分五リン

四分ツ、

(白紙二丁)

(裏表紙)

檜物町壺丁目

星野又右衛門

紙かす八枚

二 (名主役替手形控)

(表紙)



差上申手形之事

一、檜物町名主又右衛門儀、近年病氣付、<sup>(三脱カ)</sup>名主役難相務御座候二付、御願申上、御免被遊、難有奉存候、又右衛門草分ケ之名主二而御座候二付、悴十兵衛名主役被仰付被下候様御願申上候処二、願<sup>(新カ)</sup>之通十兵衛二名主役被仰付、難有奉存候、然上ハ御法度御触出入等、諸事十兵衛支配請、急度相守可申候、尤代々又右衛門と申名二而名主役務来り候二付、十兵衛義も今度又右衛門と改申候、為後日町中連判之手形差上申候、仍如件

元禄十七年申三月十八日

町三人

年寄衆中

五 兵 衛 印

次郎右衛門 印

市 兵 衛 印

忠 兵 衛 印

市郎左衛門 印

八左衛門 印

道 意 印

七左衛門 印

德 兵 衛 印

太 兵 衛 印

林 四 郎 印

伝右衛門 印

彦 兵 衛 印

三 郎 兵 衛 印

平 右 衛 門 印

久 兵 衛 印

庄 右 衛 門 印

長 右 衛 門 印

七 右 衛 門 印

金 十 郎 印

伝 兵 衛 印

八 右 衛 門 印

又 兵 衛 印

七 郎 兵 衛 印

権 兵 衛 印

弥 八 郎 印

右之通、拙者名主役被仰付、難有奉存候、然上ハ諸事念を入、申渡  
相務可申候、以上

弥三郎 印

半右衛門 印

善兵衛 印

喜平次 印

久兵衛 印

又右衛門

町月行事

弥三郎

同

半右衛門

### 三 (神田上水樋枡新規入替絵図)

(写真・折り込み図)

### 四 役儀御免願并家督願右一件二付書留

(表紙)

<p>天明三卯年三月</p> <p>役儀御免願并家督願</p> <p>右一件二付書留</p>
--

以書付奉願上候

一、檜物町、同会所屋敷、上楨町、三嶋屋敷、道寿屋敷、数寄屋町、中橋広小路田中七左衛門拝領屋敷、同所升屋善太郎拝借地、右町々名主又右衛門申上候、私儀、草創より代々名主役相務罷在候処、年罷寄、其上長病二而、別而此節差重り役儀難相勤御座候二付、名主役御免被成下候様奉願候、跡名主之儀は松屋町家持忠右衛門と申者之弟長藏と申、当卯三拾才二罷成候者、先達而貫請養子二仕、引取置申候二付、私所持之檜物町二而表京間四間裏行同拾九間五尺八寸有之候家屋敷壹ヶ所、此度長藏江相譲り申候間、右長藏儀名も又右衛門と相改、名主役被仰付被下置候様奉願上候、以上

右町々名主

天明三卯年三月

又右衛門

町三人

年寄衆中

右名主又右衛門御願申上候通り、町人共一同奉願上候、以上

檜物町

天明三卯年三月

利左衛門  
 六右衛門  
 藤七  
 佐太郎  
 十右衛門  
 新兵衛  
 長兵衛  
 新次郎  
 彦四郎  
 長七  
 吉兵衛  
 伝兵衛  
 十兵衛  
 権兵衛  
 吉左衛門  
 十蔵

又四郎

長次郎

勘七

七左衛門

半七

七右衛門

忠兵衛

佐兵衛

与市

安右衛門

喜七

七十郎

弥兵衛

孫次郎

七郎兵衛

忠右衛門

幸八

儀右衛門

同会所

月行事

清次郎

藤兵衛

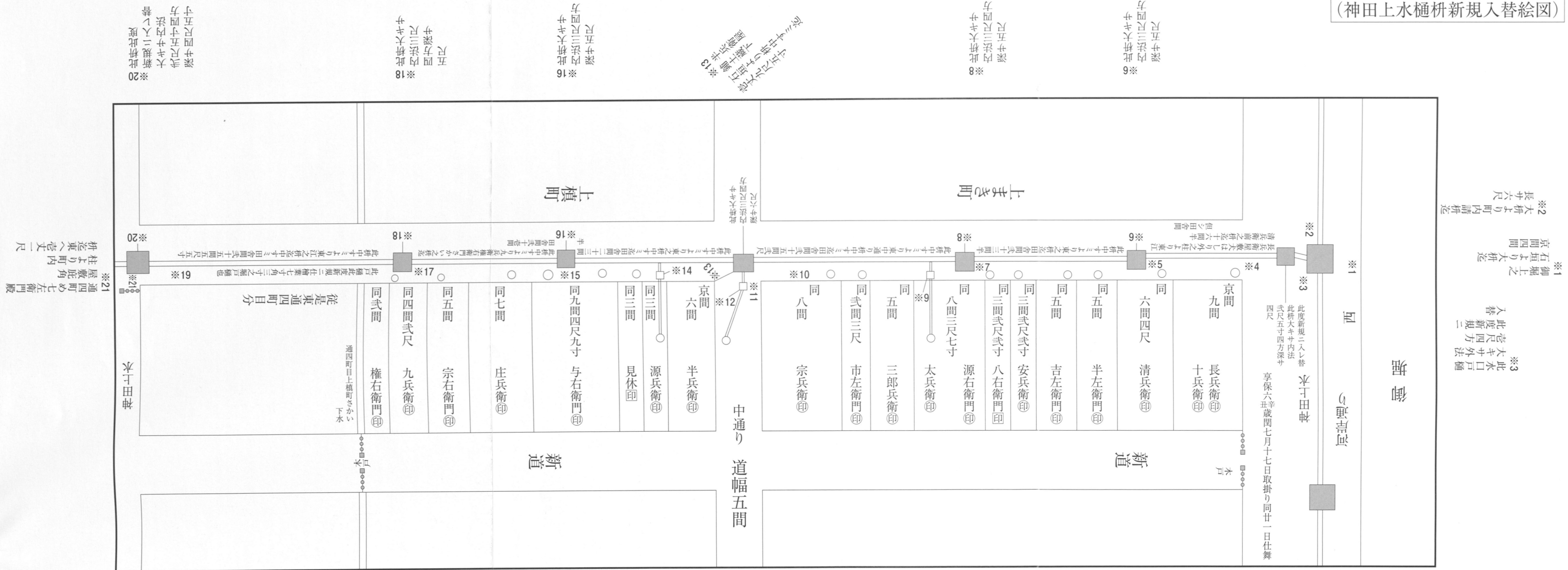
上楨町家主

喜四郎





(神田上水樋枅新規入替絵図)



※1 御堀上之石垣より大枅迄京間四間  
 ※2 大枅より町内請枅迄長廿六尺  
 ※3 此水口戸櫓大キナ外法巷尺四方入替此度新規二入替

※4 長兵衛屋敷土蔵より南へ戸櫓迄八尺五寸  
 享保六年七月十七日取掛り同廿一日仕舞  
 此枅大キナ内法式尺五寸四方深サ四尺

※5 土蔵下より南へ巷丈  
 巷尺

※7 土蔵下より南へ巷丈  
 ※9 此枅<sup>(左)</sup>右衛門自分二仕申候

※10 宗兵衛屋敷土蔵下戸櫓迄巷丈三尺

※11 宗兵衛屋敷角柱より枅まで巷丈五尺  
 ※12 此枅半兵衛自分二仕申候

※14 此枅源兵衛自分仕  
 ※15 与右衛門屋敷土蔵石垣より枅迄巷丈四尺五寸

※17 権右衛門さかい之枅迄土蔵石より巷丈五尺  
 五尺

※19 通四丁め七左衛門殿屋敷石垣より此枅中すミ迄巷丈九尺七寸

※20 深五尺四寸大枅  
 深五尺四寸大枅  
 深五尺四寸大枅  
 深五尺四寸大枅  
 ※21 通四町め七左衛門殿屋敷此角柱より町内枅迄東へ巷丈一尺

深五尺四寸大枅  
 深五尺四寸大枅  
 深五尺四寸大枅  
 ※13 深五尺四寸大枅

※6 深五尺三寸大枅  
 深五尺三寸大枅  
 深五尺三寸大枅  
 ※8 深五尺三寸大枅

※18 深五尺四寸大枅  
 深五尺四寸大枅  
 深五尺四寸大枅  
 深五尺四寸大枅

※16 深五尺三寸大枅  
 深五尺三寸大枅  
 深五尺三寸大枅

(注1) 字の向きは、原本の通りである。小さい文字の記載は※1~21とし、図の外側に示した。  
 (注2) ■は枅、●●●●は木戸。  
 (注3) 外枅の太線——は紙の四辺である。  
 (注4) 図の左端(東側)に「神田上水」とある箇所は、通町筋の大通りに相当する(解説参照)。

庄兵衛  
八右衛門  
十次郎  
平三郎  
半六  
政四郎  
吉右衛門  
平八  
伊兵衛  
久右衛門  
清八  
権右衛門  
清吉  
三郎兵衛  
佐兵衛  
藤八  
新右衛門  
清七  
新八  
利右衛門  
藤右衛門  
弥平次  
茂兵衛

仙助  
月行事 利兵衛  
同会所  
茂左衛門  
三嶋屋敷家主  
善左衛門  
道寿屋敷家主  
忠八  
田中七左衛門 拝領屋敷  
勘四郎  
升屋善太郎 拝借地  
新六  
数寄屋町家主  
藤兵衛  
藤右衛門  
平四郎  
藤八  
与左衛門  
武右衛門  
金兵衛  
甚兵衛  
治郎兵衛  
清兵衛

以書付申上候

一、私共組合檜物町名主又右衛門儀、重病二付、役儀御免之儀奉願、跡名主役之儀は養子長蔵江家屋敷跡式共相讓、名も又右衛門と相改、跡名主役被仰付可被下旨、又右衛門奉願上候二付、右長蔵身元之儀御尋ニ御座候、右長蔵儀は松屋町家持水油仲買仕候忠右衛門と申者之弟二而、先達而又右衛門養子ニ賞請、又右衛門方江引取同居仕罷在候、勿論右長蔵并兄忠右衛門共前々より奉蒙御咎等候儀無御座候、右御尋ニ付、組合一同連印を以申上候、以上

左内町

天明三卯年三月

名主 六右衛門印

吳服町

同 藤次郎印

万町

同 小左衛門印

清右衛門

源兵衛

治右衛門

甚右衛門

儀兵衛

利右衛門

源右衛門

月行事 長四郎

平松町

同 孫左衛門印

本材木町

同 新 助印

西河岸町

同 清右衛門印

箔屋町

同 又兵衛印

右之通身元尋返答連印、組合より同五日夜中ニ差出候様、喜多村殿ニ而被申渡候ニ付、早速相認メ、印形取揃ニ手代善六持廻リニ致候処、左内町六右衛門殿他出ニ付、印形揃兼、尤他出先ヲ承<sup>(出損・候之)</sup>合□<sup>出損・候之</sup>処、四ツ谷辺之由、依之婦ヲ見合罷在候内、靈岸嶋辺ニ出火有之、右出火ニ而同夜明ケ七時頃、六右衛門殿被相帰、印形相揃

差上申証文之事

一、檜物町、同会所屋敷、上楨町、三嶋屋敷、道寿屋敷、数寄屋町、中橋広小路田中七左衛門拜領屋敷、同所升屋善太郎拜借地、右町々名主又右衛門儀、草分より代々名主役相務罷在候処、年罷寄、其上長病ニ而、此節別而差重り役儀難相勤御座候ニ付、名主役御免被成下候様奉願上候、跡名主之儀は松屋町家持忠右衛門と申者之弟長蔵と申、当卯三拾才ニ罷成候者、先達而賞請養子ニ仕、引取置申候ニ付、則檜物町ニ而表京間四間、裏行同拾九間五尺八

寸有之候又右衛門所持之家屋敷卷ヶ所、此度讓請申候間、右長藏  
名も又右衛門と相改、名主役被 仰付被下置候様奉願上候処、願  
之通り被 仰付、難有奉存候、然ル上は諸御法度御触事諸事出入  
等之儀、私共は不及申、地借店借等迄右又右衛門支配を請、急度  
相守可申候、為後日町中連判之証文差上申候、仍如件

檜物町

外町々

天明三卯年三月

家主共連判

町三人

年寄衆中

右之通、私江名主役被 仰付、難有仕合奉存候、然ル上は諸事入  
念申渡急度相勤可申候、以上

卯三月

名主 又右衛門

右<sup>(虫損、はカ)</sup>三月六日御内寄合御伺之上、同日左之通り御配符来ル

一、檜物町

名主又右衛門 長 藏

同人支配 町人共

組合名主之内 清右衛門

又兵衛

右者申渡儀有之間、只今早々喜多村所江可被罷出候、以上

三月六日

町年寄三人

右之通御配符二付、早々罷出候処、願之通り名主役被仰付、其節  
前書連判下書右役所二而被<sup>(虫損)</sup>渡、同夜手前二而相認、翌七日喜多  
村殿江又右衛門自身持參相納ル、尤連判帳西ノ内帳面二仕立ル

一札之事

一、拙者儀重病二付、名主役御免被成下、跡名主役之儀は養子長藏  
江家屋敷跡式共相譲り、名も又右衛門と相改、名主役被仰付被下  
置候様、喜多村彦右衛門殿迄願書御組合御取次二而差出申候処、  
長藏身元之儀組合連判二而書上候様被申渡候、依之右長藏儀は松  
屋町家持水油商売仕忠右衛門弟二而、先達而拙者養子二貫請、拙  
者方江引取同居仕罷在候、右長藏并兄忠右衛門共前々より 御公  
儀様奉蒙御答等候儀曾而無御座候、右之通相違無御座候間、前書  
之趣各方より連判御差出可被下候、為後日仍如件

天明三卯年三月

星野又右衛門

養子

同 長 藏

松屋町家持

長藏兄 荒木忠右衛門

天王町家持

加判人 後藤七右衛門

倉本六右衛門殿

樽屋藤次郎殿

曾我小左衛門殿

伊東孫左衛門殿

多田内新助殿

千柄清右衛門殿

市川又兵衛殿

右証文は長藏身元之儀組合中江御尋ニ付、組合より連判ヲ以返答被致候ニ付、右之通組合中江下証文差出申候

同年三月十一日

上田嶋 壹反、但し四拾五匁

一、酒三升 但壹升ニ付式百四拾八文 千柄清右衛門殿

鯉節 壹連、但し有合

同日

一、右同断 市川又兵衛殿

右は家督願之儀ニ付、願書取次其外諸事右一件ニ付御世話ニ罷成候ニ付、返礼ニ遣ス

一、青銅五拾疋

座頭

右家督相濟候祝儀ニ遣ス、尤上楨町利兵衛地主江頼遣ス

宝曆十二年正月

一、本町三丁目、同四丁目、岩附町名主文左衛門儀重病ニ付、名主

役御免被成下、文左衛門儀草分より名主役相勤来候間、養子八十

八江名主役被仰付可被下旨、尤八十八儀当午拾六才罷成候間、御

用向勤馴候迄は月行事附添相勤申度旨、町人共一同相願、尤八十

八義ハ神田塗師町家持清水弥次右衛門と申壁方御用相達候者之弟

ニ而、実兄弥次右衛門并八十八共ニ、御答請候儀無之旨、組合名

主一同連判差出

同月六日

願之通被 仰付候

右例之儀は、此方願之儀は他人ニ而家持町人より貫請候ニ付、他人より貫請候例有之候ハ、書出可申旨、喜多村殿ニ而被申聞、尤外之同役衆ニ而聲養子等被致候は何れも親類縁者之好身ヲ以被相願候ニ付、他人ニ而貫候例無之処、神田紺屋町名主石川勘次郎殿、右之趣ヲ被聞、内々奈良屋殿ニ而右益田文左衛門殿願之節例御聞合被下、右ニ付留置



- 一、松の雪 一
- 一、丸うつら 一
- 一、ういろう 一
- 一、春入餅 一
- 一、紅いまさか 二

右は鳥飼和泉方江弘共申付、式十七人前二而代金五拾九匁六分也

卯五月廿七日御目見相済後

町年寄衆八丁堀物書衆諸目禄遣候覚

- 一、銀式枚 喜多村彦右衛門殿
- 一、金式百疋 御子息方
- 一、同三百疋 小野平右衛門
- 一、同五百疋 広間中
- 一、金五百疋 樽屋与左衛門殿
- 一、同式百疋 御子息方
- 一、同三百疋 館林喜惣治
- 一、同五百疋 広間中
- 一、金五百疋 奈良屋市右衛門殿
- 一、同式百疋 御子息方
- 一、同三百疋 太田官右衛門
- 一、同五百疋 広間中
- 一、金式百疋 喜多村番頭
- 一、金式百疋 小野平右衛門

- 右ハ卯三月六日ニ家督被申渡候節、別段ニ遣ス
- メ金拾貳両
- 一、銀五拾匁 五匁宛拾人
- 一、同八拾六匁 四匁三分宛廿人
- 此金貳両壹分壹匁
- 都合メ金拾四兩壹分卜銀壹匁

一、金五兩貳分貳朱 相生屋料理代

百六拾四文

但、酒式樽ハ別段

惣メ拾九兩三分貳朱、壹匁、百六拾四文

### 五 永代売渡証文之事

永代売渡証文之事

一、土蔵 壹ヶ所

但、間口貳間

奥行壹丈

右は我等是迄所持罷在候処、此度貴殿江売渡、代金百五兩也①受取申候処実正也、然ル上は右土蔵ニ付、故障申者壹人も無御座候、②万一故障申者御座候ハ、私共何方迄も罷出、急度埒明、貴殿江聊御苦勞相掛申間敷候、為後日売渡証文仍如件

竹川町



明治三十年四月

家持

売主 元一郎 ㊟

組合

証人 重兵衛 ㊟

星野又右衛門殿

解説

星野又右衛門は、檜物町（現、中央区八重洲一丁目・日本橋三丁目）及びその周辺地域を代々にわたり支配した草分名主（草創名主）である。檜物とはヒノキなどの薄い板を円形に曲げて底をつけた曲物（わげもの・まげもの）と呼ばれる容器を指し、檜物師は檜物をはじめとして、そのほかさまざまな木具類をつくる職人である。<sup>(1)</sup>

草分名主は、天正一八年（一五九〇）の徳川家康の江戸入り以前から当地に居住していた、あるいは三河・遠江から家康に付き従って江戸に来たなどという古い由緒を有する名主である。<sup>(2)</sup>一八世紀中頃以降の江戸には、一六〇〇〜一七〇〇ほどの町に対して二五〇名前後の名主が存在したが、草分名主の人数は、元文三年（一七三八）に二九名、寛政元年（一七八九）に二七名、そして天保一三年（一八四二）には二四名であった。草分名主は江戸の名主全体の一〇分の一ほどを占めたが、星野又右衛門もそのうちの一人である。

星野又右衛門については、「檜物町由緒書」からその来歴などを知ることができる。<sup>(3)</sup>

檜物町由緒書

一、檜物町御由緒之儀は、当町又右衛門先祖星野又右衛門儀は、乍恐浜松

御在城之御時より檜物御大工ニ御取立被成下置、遠州寺嶋ニ而御切米式拾五俵之積り地方ニ而拝領仕、御木具御用相勤罷

在、御入国之砌、御供被 仰付、則家屋敷被下置、檜物町と御取立被為遊、則御用被 仰付、御当地ニ而ハ御蔵米ニ而式拾五俵、又右衛門頂戴仕、御木具御用無滞相勤罷在、且又為御吉例毎年十二月御煤取より正月十五日迄御規式御木具之儀ハ檜物町より御国役ニ而相勤申候

台徳院様於浜松 御誕生并伏見ニ而 御輿入之御用、御賄方倉橋長右衛門様御掛ニ而御細工被 仰付、相勤申候

大猷院様 御誕生之御用相勤、御拾四歳之御時迄、年々五月白木之御甲献上仕、其節御単物御帷子拝領仕、則 御輿入之御用相勤申候

千代姫君様 御誕生之御用、御賄方倉橋庄兵衛様・青木小右衛門様御掛ニ而、御細工被 仰付、相勤申候

一、関ヶ原御出陣之節、御供被 仰付、御用相勤申候

一、大坂御出陣之節、御供被 仰付、其節御賄方倉橋長右衛門様御掛ニ而御用被 仰付、相勤申候

一、寛永三寅年九月、二条

御行幸之砌、御供被 仰付、御用相勤、其外

御代々様 御上洛之節、御供仕、御用相勤申候

一、浜松 御在城之御時より、為御吉例、毎年又右衛門儀、正

月御年頭御礼之節、御状箱五ツ献上仕、其砌鳥目壹貫文頂戴仕候、且享保六丑年十二月申、名主并角屋敷町人献上品ハ三本入御扇子箱献上可仕旨被仰渡、其以来御状箱ハ献上不仕候右之通ニ御座候、以上

卯十二月

檜物町

月行事 庄 八印  
五人組 弥兵衛印  
名主 又右衛門印

この由緒書は、「安政三辰九月晦日」付けの「檜物町国役之儀ニ付御賄方より掛合調」という一件書類の中に収録されている。<sup>4</sup>この一件は、安政二年（一八五五）一二月に檜物町の月行事である庄八らが国役の負担方法の変更を願い出たことに始まる。このときに庄八らが作成した同年一二月六日の願書に「当三日 御賄所様江願立候様被仰渡候間、檜物町由緒書相添、此段奉願上候」とあることか<sup>5</sup>ら、由緒書は幕府の賄所へ提出されたものであることが知られる。よって本史料の「卯十二月」は、願い出がなされた安政二年一二月と判断できる。

由緒書によれば、星野又右衛門の先祖は、家康が遠江国の浜松城を拠点とした頃に、檜物大工として取り立てられたという。家康が浜松を居城としたのは、元龜元年（一五七〇）から天正一四年（一五八六）であり、<sup>6</sup>又右衛門はこの頃から家康に仕えたことが知られる。又右衛門は、切米二五俵に相当する地方知行を長上郡寺島村（遠州寺嶋）に与えられ、「御木具御用」を勤めた。

天正一八年に家康が江戸に移ると、又右衛門は家康に付き従って江戸に移住した。このときに土地（「家屋敷」）を与えられて成立し

たのが檜物町である。この頃の又右衛門について、先にみた庄八らの願書には、「当町又右衛門先祖星野又右衛門儀は檜物御大工棟梁二而、御入国之砌、下職共召連、御供仕候」とある。又右衛門は檜物大工棟梁で、下職を召し連れて江戸に來たことが知られ、起立当初の檜物町には、又右衛門を筆頭として多くの檜物師が居住したと考えられる。

移住後の又右衛門は、二五俵の蔵米を支給され、「御木具御用」を勤めたとある。由緒書の後半部に記された以下の①から⑦の御用は、又右衛門の江戸移住前後の代表的な「御木具御用」であったと考えられる。これらの御用のあり方からは、寛永期（一六二四～一六四四）の三代將軍家光の頃までは、又右衛門が徳川家と深い関係をもっていたことが指摘できる。

①二代將軍の秀忠（台徳院）が、天正七年（一五七九）に浜松で誕生したときや、文祿四年（一五九五）に伏見で婚礼をあげた折に、賄方の倉橋長右衛門の命で細工御用をつとめた。

②三代將軍の家光（大猷院）が、慶長九年（一六〇四）に江戸で誕生した折に御用をつとめた。また、家光が一四才になるまで毎年五月に白木の甲（かぶと）を献上し、その際には単物の帷子を拝領した。そして元和九年（一六三二）の家光の婚礼時にも御用をつとめた。

③千代姫（家光娘）の寛永一四年（一六三七）の誕生時に、賄方の倉橋庄兵衛と青木小右衛門に命ぜられて御用をつとめた。

④慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いの折に、徳川家の供をして御用をつとめた。

⑤慶長一九・二〇年（一六一四・一六一五）の大坂の陣の際に供を命ぜられ、賄方の倉橋長右衛門の命で御用をつとめた。

⑥寛永三年（一六二六）九月の後水尾天皇の二条城行幸をはじめとして、將軍上洛時に供をして御用をつとめた。

⑦家康の浜松在城時より、年頭御礼として状箱五つを献上して鳥目一貫文を頂戴した。なお、享保六年（一七二一）一二月の取り決めにより、献上物は三本入りの扇子箱となり、状箱の献上は廃止された。

由緒書には、こうした「御木具御用」のほかに、吉例として毎年一二月の煤取から翌一月一五日まで、「御規式御木具」を国役として勤めたとある。以上の御用や国役について、先に引用した庄八らの願書には、以下の通り記されている。

（前略）御用ハ余人江被仰付候得共、年々御吉例二而、十二月御煤取より正月十五日迄、御規式御木具之儀、古来ハ間口壺間ニ檜物屋五人ツ、合而細工人千人御桶部屋江罷出、御細工仕、尤御樽木其外木地ハ御下ケ被下置、職人千人分御扶持方共頂戴仕、手間代銀之儀は御国役二而相勤來候（後略）

「御用ハ余人江被仰付」とあるように、「御木具御用」は他の者

へ命ぜられて又右衛門は勤めなくなったことが知られる。しかし、年末年始の「御規式御木具」の細工については、その後も国役として勤めたという。材料の木地と職人の扶持は幕府から支給され、檜物町は職人の手間賃を国役として負担したとあるが、ここで支給された扶持は、当初から又右衛門が与えられていた二五俵の蔵米に相当すると考えられる。<sup>8)</sup>

しかし、庄八らの願書に「又右衛門儀、平生御木具御用不相勤候間、自然と町内二職人共住居不仕」とあるように、又右衛門が「御木具御用」を勤めなくなると、檜物町に職人がいなくなると、「町内ニおゐて年々檜物屋とも江申付、仕立上納仕候」とあるように、一〇〇〇人の職人を桶部屋に差し出すのではなく、檜物町の差配で職人に仕立てさせ、出来上がった製品を上納するようになった。<sup>9)</sup>

元禄元年（一六八八）以降は、「年々金六拾両ツ、檜物町より藤十郎方江相渡、御木地御扶持方共町内江は頂戴不仕、御国役御木具類藤十郎方ニ而仕立上納仕来候」とある通り（庄八らの願書）、檜物町の下で木具を仕立てることはなくなった。檜物町は、毎年金六〇両を桶大工頭の細井藤十郎に納めるのみとなり、<sup>10)</sup> 国役である年末年始の「御規式御木具」の細工は、藤十郎の下で行われるようになった。このときに檜物町に対する木地や扶持が支給されなくなったとあり、又右衛門への蔵米の支給が廃止されたと考えられる。

そして、安政三年（一八五六）二月一四日に月行事の庄八らが賄方役人衆に提出した書付に付された下札には、以下の通り記されている。<sup>11)</sup>

本文御国役金之儀、元禄度より年来差出し来り候得共、年曆相立、当時二而ハ町内ニ而御国役相勤候御由緒等  
御上様江貫キ候廉も薄く相成、近来ハ無謂藤十郎方江差出し候様ニ相成、町内之者歎ケ敷奉存居（後略）

ここには、国役を勤めるようになった由緒など、徳川家に対する恩義は時が経つにつれて薄くなり、近年は由来もわからずに国役金を藤十郎に納めるようになったとして、町内の人は嘆かわしく思っていたとある。檜物町と徳川家との関係は、安政期（一八五四〜一八六〇）には起立当初と較べて稀薄になっていたといえよう。<sup>12)</sup>

以上の通り、江戸時代初期の又右衛門は、幕府から切米を支給された大工棟梁として「御木具御用」をつとめており、徳川家との結びつきは強かったといえる。しかし寛永期を過ぎると、又右衛門は將軍家に直接関係する「御木具御用」をつとめなくなり、年末年始の「御規式御木具」の細工を国役としてつとめるのみとなるが、この国役も直接職人を差し出す段階から、細工品としてお金を上納する段階へと移行した。以上の変化は元禄元年までに見られたことが確認されており、又右衛門はこの頃までに檜物大工棟梁としての役割を終え、町名主に特化したと指摘されている。<sup>13)</sup> 又右衛門に対する切米の支給も、このときに廃止されたと考えられるが、このように幕府の切米を得ていた特権的な大工棟梁が、草分名主になったという点は、江戸の名主の特徴を考える上で、改めて注目されてよいであろう。

本稿で翻刻した史料には、この星野又右衛門の下で作成されたと考えられる史料、及び又右衛門宛ての証文があり、かつては星野家に伝存したものと推定される。江戸の草分名主の史料としては、南伝馬町の高野新右衛門家の文書群が著名であるが、高野家以外のまとまった史料は、現時点ではあまり知られていない。星野家文書は、点数こそ少ないものの、数少ない草分名主の文書であることや、延宝五年（一六七七）、宝永元年（一七〇四）という比較的古い文書が含まれることなどから、貴重な史料であるといえる。以下では、それぞれの史料の解説を付す。

### 一 万さい工之覚帳 90204554

横帳、一四・六×四〇・二（縦×横センチメートル、以下同）  
延宝五年（一六七七）正月

本史料は、主に枡の細工に関する覚書である。本史料の翻刻に限り、改行は原本通りである。裏表紙には「檜物町壺丁目 星野又右衛門」と記されているが、名主などの肩書きは見られない。元禄元年（一六八八）以前の段階で「御木具御用」を勤めなくなった又右衛門であるが、延宝五年（一六七七）当時は、檜物大工に由来する仕事に関わっていたことを示す史料といえる。

関連する他の史料が見出されないため、内容については不詳な点も残るが、本史料には一斗枡・七升枡・五升枡・一升枡・五合枡・二合半枡・一合枡のそれぞれについて、丁数や値段などが記されて

いる。本文中の「つるかけ」（弦掛）は、木製の枡の一隅から一隅へ棒を対角線にわたした弦掛枡と考えられる<sup>15)</sup>。

後半部分には、「ふたいた之覚」として「出雲様」と「若狭様」について、それぞれの寸法が記されている。この「ふたいた」は、長さや幅が異なることから、枡の蓋というよりは木のお守り札である「札板」を指すとも考えられる。延宝五年正月に出雲守であることが確認できる者には、常陸国笠間藩主である井上正任の嫡男正幸（第四）、旗本の島田利木（第五）、下総国関宿藩主である久世広之の嫡男重之（第八）、大和国郡山藩主である本多政勝の庶子政利（第一一）、旗本の内藤忠清（第一三）、日向国飫肥藩主の伊東祐実（第一四）が存在し、「出雲様」が誰を指すのかを確定することはできない<sup>16)</sup>。同様に、当時の若狭守には、肥後国熊本新田支藩主の細川利重（第二）、伊勢国神戸藩主の石川総良（第三）、安房国東条藩主の西郷延員（第六）、旗本の滝川利錦（第八）、陸奥国二本松藩主の丹羽長次（第一一）、陸奥国仙台藩主である伊達綱村の父（前藩主）綱宗（第一二）、旗本（後に大名）の内藤重頼（第一三）、旗本の神尾元珍（第一六）、旗本の宮崎政泰（第一六）、旗本の小出守里（第一七）が存在し、「若狭様」は確定できない。しかしこの記述は、当時の星野又右衛門が幕府以外の武家の札板の細工に関係していたことを示すものとして、興味深い。

## 二 (名主役替手形控) 90204555

縦帳、三二・四×三三・二

宝永元年(一七〇四)三月一日

本史料は、檜物町の名主役が星野又右衛門から息子の十兵衛に引き継がれた際に、宝永元年(一七〇四)三月一日付けで、檜物町一・二丁目の三一名が町年寄に宛てた手形(証文)の控えである。

署名に名を連ねた三一名が、家持であるのか家主(家主)であるのかは不詳である。奥書に署名した又右衛門の押印がないことから、町内の連印を経たこの手形は、控えとして又右衛門の下に保管されたと考えられる。<sup>17)</sup> 本史料には「元禄十七年」とあるが、同年は三月一三日に「宝永」と改元されたことから、ここでの年代表記は宝永元年とした。

江戸の名主には、徳川家康の江戸入り前後からの由緒を有する草分名主、寛永期(一六二四～一六四四)頃までに成立した古町の名主、町奉行と代官との両支配の町を支配する名主、そして寺社門前の町屋を支配する名主が存在した。<sup>18)</sup> これらの中で「草分名主」・「草創名主」の名称は江戸時代の史料で確認できるが、いつ頃からこの呼称が成立したのかは不詳である。本史料には「又右衛門草分け之名主二而御座候」とあり、宝永元年には又右衛門が「草分け之名主」と呼ばれていたことが知られる。両支配の町が町奉行支配に編入されたのは寛文二年(一六六二)と正徳三年(一七二三)、寺社門前の町屋が町奉行支配となったのは延享二年(一七四五)であるが、

これらの町が町奉行支配に組み込まれる頃には、草分けの名主という認識が成立していたと考えられる。

## 三 (神田上水樋柵新規入替絵図) 90204556

継紙、三二・六×九三・三

(享保六年(一七二一)頃)

本史料は、享保六年(一七二一)閏七月一七日から二一日にかけて実施された、檜物町の上水柵・上水樋の工事の折に作成された図面である。図の作成年代は明記されていないが、各町屋敷に記された地主の名前に押印があることから、<sup>19)</sup> 本図は工事の実施時期と同じ頃に作成されたと推定できる。<sup>20)</sup>

この読みとり図は、地主名の文字の向きに合わせて南を上にして作成している。檜物町は「新道」をはさんで南北に位置する町であるが、本図はその南側に相当し、北側部分(「新道」をはさんで図の下側)は描かれていない。図の左端(東側)には「神田上水」と記されているが、ここは通四丁目が面する大通り(通町筋)である。「神田上水」とあるのは、通町筋に神田上水が通っていることを示したもののか、この辺り一帯が神田上水の利用区域であることを示したものである。

上水の柵や樋は地中に埋設された施設であり、水は諸種の柵を経て木製の樋で町屋敷に導かれた。中には「此柵源兵衛自分仕」とあるように、地主が自分で柵を設けて水を引き入れた事例も確認でき

る。図中の丸印(○)の中で町屋敷内に樋で引かれた分は上水井戸ともとれるが、ほかの丸印が上水井戸を指すのかは不詳である。

#### 四 役儀御免願並家督願右一件二付書留 90204557

縦帳、二四・一×一七・四

天明三年(一七八三)三月

本史料は、天明三年(一七八三)に、星野又右衛門が養子の長蔵に名主役を引き継いだときの記録である。表紙には「天明三卯年三月」とあるが、同年五月二十七日付けの記事も収録されている。町年寄に提出した書付などが書き留められているが、押印はないことから、本史料は控えとして作成されたと考えられる。

この頃の又右衛門は、檜物町のほかに檜物町会所屋敷、上楨町、三嶋屋敷、道寿屋敷、数寄屋町、中橋広小路田中七左衛門拝領屋敷、中橋広小路升屋善太郎拝借地を支配しており、名主の退役願には、これらの町の「町人共一同」が連署したことが確認できる。ここには「三嶋屋敷家主」、「道寿屋敷家主」、「数寄屋町家主」とあり、「町人共」の多くは各町の家守(家主)であったと考えられる。

養子の長蔵は、松屋町の家持である水油仲買商人の忠右衛門の弟である。草分名主の養子について、本史料には、宝暦一二年(一七六二)正月に本町三丁目の草分名主である益田文左衛門が、神田塗師町の家持である壁方御用達の清水弥次右衛門の弟を養子に貰い受けたことが、親類縁者ではない家から養子をとった事例として記さ

れている。この先例については、「右例之儀は、此方願之儀は他人ニ而家持町人より貰請候二付、他人より貰請候例有之候ハ、書出可申旨、喜多村殿ニ而被申聞」とあるように、今回の星野又右衛門の事例(「此方願之儀」)が、親類縁者ではない家持町人から養子を貰い受けたものであることから、町年寄の喜多村彦右衛門に類例の調査を命ぜられたことが知られる。この記述より、星野又右衛門と養子の忠右衛門は親類縁者ではなかったことが確認できる。

但し、「外之同役衆ニ而聳養子等被致候は何れも親類縁者之好身ヲ以被相願候二付、他人ニ而貰候例無之」とあるように、草分名主が親類縁者ではない者を養子にとめることは稀であったといえる。<sup>24</sup>長蔵の身元の証明は、又右衛門と同じ四番組の名主組合に属する左内町の倉本六右衛門、呉服町の樽屋藤次郎、万町の曾我小左衛門、平松町の伊東孫左衛門、本材木町の多田内新助、西河岸町の千柄清右衛門、箔屋町の市川又兵衛が行っているが、これは血縁関係のない養子に草分名主を引き継がせるといふ例外的な措置に対して、より慎重な手続きがとられたものと考えられる。

ところで、この長蔵の身元を保証した名主たちと星野又右衛門が属した名主組合とは、近隣の名主同士で構成された組合であり、町触の伝達など、さまざまな職務が組合単位で行われた。<sup>25</sup>一八世紀中頃には、江戸の名主組合は二一番組と番外の品川と吉原の計二三組となり、すべての名主はいずれかの組に属したが、草分名主はこうした組合のほかに、草分名主組合に属していた。<sup>24</sup>草分名主組合は元文三年(一七三八)に組織され、宝暦一一年(一七六一)四月には

「草分名主式十九人之儀は、親類よりも睦く致し、身持之義共相互ニ相慎ミ、末々相続仕候様ニ可相勤義、第一之儀ニ御座候」として、申合書が作成されたという。この申合書によれば、草分名主組合の寄合は年に二回行われたが、本史料には「同年〔天明三年〕五月七日、草分ケ同役衆例年之通御寄合」とあり、天明三年五月七日に定例の寄合が行われたことが知られる。星野家にとつては、養子の長蔵が名主役を引き継いだ後の最初の寄合であったため、「先例之通、当日餅菓子折詰銘々江引」とあるように、種々の菓子が又右衛門から同役の草分名主に配られた。<sup>25</sup>一般の名主とは別に、草分名主は独自の結束を有したことが知られる。

##### 五 永代売渡証文之事 90204559

一紙、三三・七×四八・六

明治三年（一八七〇）四月

本史料は、明治三年（一八七〇）四月に、星野又右衛門が竹町の家持である元一郎から土蔵を購入したときの証文である。竹町は、江戸時代には筋違橋門外の牛込肴町代地・牛込袋町代地であった町であり、明治時代の初期に竹町と称された。<sup>26</sup>

江戸の名主制度は、明治二年（一八六九）三月に廃止され、名主にかわる中年寄・添年寄が置かれた。<sup>27</sup>東京市内は五〇区に分けられ、檜物町は東京五番組に属したが、同組の中年寄は村松源六、添年寄は市川延吉郎であり、星野又右衛門は五区ごとに設置された世話掛

中年寄に就任した。明治六年（一八七三）三月には、星野安春が大區小区制における第一大区戸長世話掛であることが確認できるが、この星野安春と星野又右衛門が同一人物あるいは親子などであるならば、星野家は東京の町役人として、江戸時代に引き続き明治初期の都市行政の一端を担っていたことになる。

本史料では、又右衛門が金一〇五両で土蔵を購入しているが、江戸時代の又右衛門の名主役料は、一年に金九六両余であった。<sup>28</sup>江戸の名主は専業であったといわれるが、江戸の名主制度が廃止されて間もない頃の又右衛門が、かつての年間役料以上の金額の土蔵をなぜ購入できたのであろうか。この点に関して、大伝馬町の草分名主であった馬込勘解由は、寛政期（一七八九〜一八〇一）から下野国宇都宮藩主の戸田家に金銭の貸し付けを始め、その金額は慶応三年（一八六七）に金六万二千両余、明治三年には八万両余に達したことが明らかにされている。<sup>29</sup>馬込勘解由は、こうした大名貸しをはじめとする金融活動で、収入を得ていたと考えられる。この事例を念頭に置くならば、星野又右衛門も名主役料以外の収入があった可能性を想定することもできるであろう。江戸の名主の経済事情については、実態の解明が期待される。

##### 【註】

(1) 『日本国語大辞典 第二版』第一卷（小学館、二〇〇一年）。なお「草分名主」の表記について、一般的には「草創名主」がよく知られているが、本稿の翻刻史料では「草分」が多く使われ、本史料群の登録名も「草分名主」であることから、本稿では「草分名主」



の表記で統一した。

- (2) 江戸の草分名主に関する主な研究には、小宮山綴介「江戸町奉行の事 附与力同心町年寄役人等の事」(國學院編『法制論纂』一、一九〇三年)、幸田成友「江戸の名主」(『史学』第二巻第四号、一九二三年、後に『幸田成友著作集』第一巻、中央公論社、一九七二年に収録)、三浦俊明「江戸城下町の成立過程―国役負担関係を通してみた町の成立について―」(『日本歴史』一七二、一九六二年)、水江漣子「町名主」(西山松之助編『江戸町人の研究』第四巻、吉川弘文館、一九七五年、後に「江戸名主の源流と系譜」と改題・改稿の上、水江著『江戸市中形成史の研究』弘文堂、一九七七年に収録)、吉田伸之「江戸南伝馬町二丁目他三町の町制機構と住民」(『論集きんせい』二、一九七九年、後に同著『近世巨大都市の社会構造』東京大学出版会、一九九一年に収録)、吉原健一郎「江戸の町役人」(吉川弘文館、一九八〇年)、『元禄の町』(都市紀要二八、東京都、一九八一年、片倉比佐子氏執筆)、吉田伸之「江戸・檜物町」(高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門』Ⅱ町、東京大学出版会、一九九〇年)、同「名主」(『日本都市史入門』Ⅲ人、一九九〇年)などがある。
- (3) 「檜物町由緒書」(檜物町国役之儀ニ付御賄方より掛合調)『市中取締続類集』町人諸願之部、国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、マイクロフィルム版第一集一五三リール)。
- (4) 表題には安政三年(一八五六)九月晦日とあるが、この一件書類の中には同年一〇月付けの書類も含まれている。吉田「江戸・檜物町」(前掲(2))では、この由緒書や元禄元年・同二年(一六八八・一六八九)の書付写をはじめとする本一件書類に基づいて、檜物町の変遷や名主のあり方が論じられているが、ここでは星野又右衛門のより具体的な来歴に改めて注目したい。
- (5) 「乍恐以書付奉願上候(国役直上納願につき)」「(檜物町国役之儀ニ付御賄方より掛合調)前掲(3)」。これは、願人である月行事の庄八、五人組の弥兵衛、名主の又右衛門が、「御賄方御役人衆中様」に宛てた願書である。以下の庄八らの願書からの引用は、すべて本

史料による。

- (6) 『徳川諸家系譜』第一(統群書類従完成会、一九七〇年)。後述の①から⑦の御用の記事に関する年代比定も本史料による。
- (7) 煤取(すすとり)は、煤掃(すすはき)と同じ意味で、正月の準備として普段は手の届かないところまで大掃除をすることである。江戸時代には一二月一三日に行うのが恒例であった(『日本国語大辞典 第二版』第七巻)。
- (8) 扶持について、扶持米とは「何人扶持」と提示され、一日に玄米五合、年間にして一石八斗(三斗五升入りの俵で五俵)が支給される俸禄をいうが(『徳川幕府事典』東京堂出版、二〇〇三年など)、又右衛門に関しては「何人扶持」との記録は確認できず、当初から支給された蔵米の二五俵が、ここでいう扶持に相当すると考える。
- (9) 吉田「江戸・檜物町」(前掲(2))では、元和期(一六一五―一六二四)まで檜物町が一〇〇〇人の職人を差し出していたことが指摘されている。
- (10) 庄八らの願書には、「桶大工頭細井藤十郎吉兵衛と申者、右両人類業ニ付」とある。元禄元年当初は、細井藤十郎と吉兵衛の両名に国役金を上納したが、「其後同四末年、吉兵衛儀ハ御用御免ニ相成、藤十郎壹人ニ而相勤」とあるように、元禄四年(一六九一)以降は藤十郎のみとなった。この藤十郎について、享保一八年(一七三三)と考えられる丑(年)八月に町奉行の大岡越前守(忠相)と稻生下野守(正武)が作成した書付には、「後藤・本阿弥之外、前々より表立苗字唱来候分」として、「同(御賄方支配) 御檜物師 細井藤十郎」とある(『享保撰要類集』二六、国立国会図書館所蔵、旧幕府引継書、マイクロフィルム版第一集九リール)。なお、安政二三年の一件は、「近来右藤十郎儀、身上向不如意ニ相成、御用御差支等も難計」とあるように、藤十郎の身上向きが不如意となったことから起こっている。
- (11) 「乍恐以書付奉願上候(国役金上納仕法古復願につき)」「(檜物町国役之儀ニ付御賄方より掛合調)前掲(3)」。

- (12) 但し、町内の人が嘆かわしく思っていたとあるように、これまでみてきた庄八らの願書には「職業不行届之者江大切之御国役御用為相任置候義、一同心配仕、第一御国役相勤候由緒も永続仕度、古来之通檜物町二而万事進退仕」とある。これは、桶大工頭の細井藤十郎が不如意になったことで、「職業不行届之者」に国役金を納めるといふ話が出てきたことを受けたものであるが、この中で庄八は国役を大切な御役として永続したいと主張しており、月行事などの間では、国役の由来が忘れられたわけではない。
- (13) 『元禄の町』、吉田「江戸・檜物町」(ともに前掲(2))では、檜物大工棟梁の星野又右衛門が名主役に専念する一方で、桶大工頭の細井藤十郎は名主役を止めて大工頭に特化したことも指摘され、こうした大工頭と名主役との関係、及び職人町のあり方が論じられている。また、南伝馬町の高野新右衛門のように、草分名主と伝馬役(人馬御用)の統轄を、ともに担い続けた事例もある(吉田「江戸南伝馬町二丁目他三町の町制機構と住民」、『元禄の町』ともに前掲(2))。
- (14) 高野新右衛門家文書については、吉原著書、『元禄の町』(ともに前掲(2))、『南伝馬町名主高野家日記言上之控』(東京都、一九九四年)などを参照。
- (15) 語彙については、『日本国語大辞典 第二版』による。
- (16) 人物比定は『寛政重修諸家譜』第一〜二二(統群書類従完成会、一九六四〜一九六七年)による。本文中の括弧内は巻数。大名については、『藩史大事典』第一〜八巻(雄山閣出版、一九八八〜一九九〇年)参照。
- (17) 手形の正本は、又右衛門らの押印がなされた上で、町年寄に提出されたと推定される。なお、この控えには月行事の弥三郎と半右衛門の押印もないが、名主の役替手形は本人の下に保管されたと考えられるのが妥当であろう。
- (18) 小宮山論文や幸田論文(ともに前掲(2))以来、両支配の町を支配する名主は「平名主」、門前町屋の名主は「門前名主」と呼ばれているが、これらは小宮山氏や幸田氏の分類に基づく呼称であり、当時の史料にこれらの呼称は確認されない。
- (19) 町屋敷に記された名前は、図中の別の箇所「長兵衛屋敷」、「宗兵衛屋敷」などとあることから、地主名であると考えられる(傍点は筆者による。家守の場合は、通常「長兵衛店」と表記される)。
- (20) 但し、この図面が工事前の仕様書であるのか、工事後の完成図であるのかは不詳。
- (21) 引用箇所の「同役衆」が、草分名主に限らず名主一般を意味するとも考えられるが、類例として示された宝暦二年の事例が、草分名主のものであることから、ここでは「同役衆」を草分名主に限定して解釈した。
- (22) 「万世江戸町鑑」天明二年版(『江戸町鑑集成』第一巻、東京堂出版、一九八九年、三八二〜三八三頁)の四番組の「名主組合附」には、曾我小左衛門は青物町、多田内新助は坂本町二丁目の名主と表記されている。
- (23) 名主組合については、吉原著書(前掲(2))、大野祥子「江戸における名主の性格とその意義―名主組合を中心にして―」(『論集きんせい』一四号、一九九二年)参照。
- (24) 草分名主組合に関する以下の記述は、史料引用も含めて、『中央区史』上巻(東京都中央区役所、一九五八年)による。
- (25) なお、このときには「尤嶋田左内殿御子息左一郎殿二も見習御目見後初而二付、此方申合同様二兩人もやい、二而申付ル菓子」とあり、市谷田町の草分名主である嶋田左内の息子の左一郎も、菓子を配ったことが知られる。
- (26) 『角川日本地名大辞典』一三・東京都(角川書店、一九七八年)。
- (27) 竹町はその後、明治四年(一八七二)までに神田栄町となった。
- (28) 明治初期の町役人については、『日本橋区史』第二冊(東京市日本橋区役所、一九三七年)、『区制沿革―名主制から区制への推移』(都市紀要五、東京都、一九五八年、鷹見安二郎氏執筆)などを参照。

- (28) 「町々役料高書上」(『重宝録』卷十、東京都版第二、二〇〇一年)。  
(29) 幸田成友「馬込勘解由」(『経済学研究』四、東京商科大学、一九三五年、後に『幸田成友著作集』第二卷、中央公論社、一九七二年に収録)。馬込勘解由の江戸時代の名主役料は、名主の中では最高額の金二二両余である(『町々役料高書上』前掲(28))。